当院では、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、 東海北陸厚生局に届け出た手術について、 令和6年1月1日から 令和6年12月1日 までの1年間に、次の件数を実施いたしました。

院内掲示をする手術件数

	治のとする子間で数 分1に分類される手術	件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0	
1	黄斑下手術等	0	
ゥ	鼓室形成手術等	0	
ェ	肺悪性腫瘍手術等	0	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	
• Z		件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア	靱帯断裂形成手術等	0	
1	水頭症手術等	0	
ゥ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ	尿道形成手術等	0	
オ	角膜移植術	0	
カ	肝切除術等	0	
+	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	
• 🗵	分3に分類される手術	件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア	上顎骨形成術等	0	
1	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	
ゥ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	
エ	母指化手術等	0	
才	内反足手術等	0	
カ	食道切除再建術等	0	
+	同種死体腎移植術等	0	
• 🗵	分4に分類される手術の件数	0	
· そ	の他の区分に分類される手術	件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア	人工関節置換術	9	
1	乳児外科施設基準対象手術	0	
	ペースメーカー移植術及び	0	
ゥ	ペースメーカー交換術	U	
ュ	ペースメーカー交換術 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び 体外循環を要する手術	0	
	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び		
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び 体外循環を要する手術		
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。) 及び 体外循環を要する手術 経皮的冠動脈形成術	0	